

京都市上下水道局告示第25号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第3号の規定に基づき営業所所在地の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第4号の規定に基づき告示します。

令和元年10月1日

京都市公営企業管理者  
上下水道局長 山添 洋司

1 届出業者名等

京都市中京区西ノ京笠殿町23番地  
株式会社西日本建築設備  
代表取締役 友近 健介

2 変更事項

(営業所所在地の変更)

京都市中京区西ノ京原町55番地2 グランドプラス西大路御池1Fから  
京都市中京区西ノ京笠殿町23番地 に変更

(上下水道局下水道部管理課)